第50号様式（第34条関係）

障害児通所支援事業等開始・変更届

<table>
<tr><td rowspan="2">開始・変更しようとする事業</td><td>種類</td><td colspan="3">☐ 児童発達支援　　☐ 障害児相談支援
☐ 医療型児童発達支援
☐ 放課後等デイサービス
☐ 居宅型児童発達支援
☐ 保育所等訪問支援</td></tr>
<tr><td>提供する便宜等の内　　容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">経営者（法人）</td><td>氏名（名称）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住　　所
（事務所の所在地）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">基本約款</td><td colspan="3">別添定款のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">職員の職種</td><td>職務の内容</td><td colspan="2">職員の定数</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>合　計</td><td>人</td></tr>
<tr><td colspan="2">主な職員の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">主な職員の経歴</td><td colspan="3">別添指定申請書のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">事業を行おうとする区域</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">※市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業の用に供する施設</td><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>通所定員</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業開始の予定年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

1　上記のとおり障害児通所支援事業等を開始しますので児童福祉法第34条の3第2項の規定により届け出ます。

2　上記のとおり児童福祉法第34条の3第2項の規定により届け出た事項を変更しましたので、同条の第3項の規定により届け出ます。

年　　月　　日

事業経営者
住所（事務所の所在地）

氏名（名称）

久留米市長　宛て

備考

1　標題の届出名のうち、開始・変更のいずれか該当する事項を〇で囲んでください。

2　開始・変更しようとする事業の種類は、該当するものにチェックマークを記入してください。

3　複数の種類の障害児通所支援事業等を開始又は変更する際には、開始又は変更届はそれぞれの種類ごとに作成してください。

4　開始届には、収支予算書及び事業計画書を添付してください。ただし、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りではありません。

5　記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜別紙によることとし、あるいは用紙の枚数を増加し、この様式に準じた届を作成してください。